

議案第49号

新治地方広域事務組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和3年3月31日をもって新治地方広域事務組合を解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透